議題（１）

本会議と高齢者福祉計画及び

介護保険事業計画について

本会議の位置づけ・役割について

本業務の実施体制は、以下のとおりです。

各組織について

委員会	構成	学識経験者・保健医療・福祉関係・各種団体・住民
	役割	計画を策定するに当たり、基本的な方針及び事項を検討・協議し町長に報告（答申）する。
事務局	構成	介護保険課
	役割	委員会により付議された計画に盛り込むべき事項を検討し、その経過及び結果を委員会に報告する。 計画策定に係る事務及び各課との連携・調整を行う。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について

１．高齢者福祉計画及び介護保険事業計画とは、

①市町村老人福祉計画（根拠法：老人福祉法第２０条の８）
　老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画

②市町村介護保険事業計画（根拠法：介護保険法１１７条）
　基本方針に即して、３年を１期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

　①と②は、「一体のものとして作成されなければならない」と、それぞれの法律で規定されている。また、②において介護予防事業の見込み量等を定めるに当たっては、医療法の規定による医療計画、健康増進法の規定による健康増進計画等との調和が保たれたものとする必要があるとされる。
　上記の①②の計画をまとめたものを『高齢者福祉・介護保険事業計画』と称している。
　今回は、令和３年度から令和５年度までの３年間の計画案を作成する。

２．作成の要点

【共通】
　①老人福祉計画及び介護保険事業計画は整合性をもって作成する。
　②現状と計画に差があるのは何が原因か分析する。

【老人福祉計画】
　③基本的には、過去の実績と評価により、サービス量を見込む。

【介護保険事業計画】
　④市町村が設定した令和５年度の目標に至る最終段階という位置付け
　　（2025 年度（令和７年度）の目標値を基礎としつつ、直近の現状を踏まえた補正）
　⑤介護給付サービスの種類ごとの量の見込
　　（地域密着型、その他介護サービス、必要利用定員総数）
　⑥予防給付サービスの種類ごとの量の見込（地域密着型、その他介護サービス）
　⑦地域支援事業に係る量の見込及び費用の額
　⑧介護保険料の設定

介護保険制度の経過

第１期　制度開始

平成12年度～平成14年度
全国平均　2,911円

- サービスを原則１割の負担をしながら利用する制度の開始
- ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ（在宅３本柱）の利用が増加

第２期　制度定着

平成15年度～平成17年度
全国平均　3,293円

- 施設入所の適正化とケアマネジャー等の資質向上サービスの質の向上、在宅強化
- 要支援、要介護１の軽度認定者の掘り起こしが進む

第３期　制度改正

平成18年度～平成20年度
全国平均　4,090円

- 介護予防システムの構築と高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- 「量」から「質」、「施設」から「在宅」、そして地域ケアの視点を重視
- 地域包括支援センターの設置と地域密着型サービスの提供開始

第４期　予防の強化と地域福祉との連携

平成21年度～平成23年度
全国平均　4,160円

- 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- 介護サービス事業所に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督の適切な実施

第５期　地域包括ケアシステムの構築

平成24年度～平成26年度
全国平均　4,972円

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた、医療、介護、予防、生活支援、住まいの連携強化により、高齢者が包括的・継続的にサービスを受けられる体制づくり
- 施設・居住系サービスの適正な整備に関する参酌標準（37%枠）の撤廃

第６期　在宅医療・介護の連携と包括的支援

平成27年度～平成29年度
全国平均　5,514円

- 地域包括ケア実現のための方向性を継承し、在宅医療・介護連携等の本格化
- 2025 年までのサービス・保険料水準など中長期的な視野に立った施策の展開
- 市町村の独自事業に位置付けられた介護予防・日常生活支援総合事業の導入

第７期　介護予防・総合事業の開始と権限強化

平成30年度～平成32年度
全国平均　5,869円

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始
- 在宅医療・介護連携の強化や認知症施策の推進と地域ケア推進会議の設置
- 居宅介護支援事業所の権限移行など市町村権限の強化
- 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ）の創設による評価の仕組みと責任の明確化

保険者に求められる機能の変化

第１～２期　　介護保険制度の適切な運用

- 多くの保険者が法令に則った適切な運用を行うための体制づくりに注力。
- 普遍性の高い制度の基本設計もあり、比較的、標準化された地域の仕組みが構築された。

地域包括支援センターの創設
地域密着型サービスの導入

第３期以降　　地域マネジメントに向けた体制・制度整備（保険者の裁量の拡大）

- 地域密着型サービスの導入により、サービス基盤整備における市町村裁量が拡大され、地域マネジメントのツールを獲得。
- また地域包括支援センターの設立によって、それぞれの地域独自のマネジメント体制が構築された。

地域ケア会議・協議体の導入
見える化システムの本格稼働
保険者機能強化推進交付金の導入

第７期以降　　地域マネジメントのための具体的なツールの導入（評価の仕組みとマネジメント責任の明確化）

- 各地域におけるアウトカムの「見える化」が進む中で、各保険者の成果や結果に対するマネジメント責任が重視される流れに
- 地域ケア会議や協議体、見える化システム等、より地域全体で地域マネジメントを進める体制の構築が進む。

次期計画に向けたポイント

国は、第８期計画策定に向けた基本方針として、以下３つの目標を掲げています。
また、その達成の評価とマネジメント責任として保険者機能強化推進交付金制度に基づき、市町村に自己評価を求めています。

保険者機能強化推進交付金（令和元年度）

計画の位置づけ

総合計画とは、まちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などをとりまとめたものです。

地域福祉計画は、総合計画の部門計画として、各個別計画の基本目標の実現に向けた計画としています。

本計画は、地域福祉計画の実施計画として、主に高齢者に関する施策の方針を掲げ、計画を推進しています。

計画の期間と各期間に目指す姿（イメージ）

計画策定に向けた地域特性の把握

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者として地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要となります。

そのため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等における高齢者の生活実態及びニーズの把握や、「見える化」システムにおける地域間比較による地域特性の把握、地域ケア会議、協議体など、**地域から課題や特徴を抽出**し、さまざまな角度からの視点による地域特性の把握を行います。

同時に、2025 年までに達成すべき地域包括ケア構築の姿と目指す目標、さらに2040 年の人口状況等を見据えた地域包括ケアのあり方について検討を行います。